保護者 様

伊豆の国市教育委員会

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対応について

薫風の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行するにあたり「学校における衛生管理マニュアル」が改訂されました。このマニュアルに基づき、以下のとおり対応します。各ご家庭で確認いただき、引き続き学校の教育活動にご協力をお願いいたします。

く変わること>

【感染が判明した場合】

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快*した後1日を経過するまで出席停止とします。登校再開時に経過報告書を提出していただきます。(裏面参照)
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。
- ・濃厚接触者としての特定は行いません。ご家庭内で感染予防にご留意ください。
 - ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向 にあること

【健康観察について】

- ・毎日の健康観察カードの提出は、求めません。
 - ※日頃より体調管理に留意し、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は無理をせず、 早めに医療機関に受診してください。

【その他】

教職員にマスク着用を求めません。

<変わらないこと>

【基本的な対応等】

- ・ 児童生徒にマスク着用を求めません。
- 手洗い、換気、咳エチケット等の基本的な感染対策は変わりません。
- ・地域や学校において、感染が流行している場合、感染リスクが比較的高い活動では 必要な感染症対策をとることがあります。
- ※その他不明な点がありましたら、お子様が通われている学校または、下記電話番号までお問い合わせください。

伊豆の国市学校教育課 055-948-1444